

○厚生労働省告示第三百五十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		別表第一 (略)	平成二十九年(同年度の四月から六月までの期間に限る。)	年十四・九三パーセント
改正前		別表第一 (略)	平成二十九年(同年度の四月から六月までの期間に限る。)	年十四・九三パーセント
		別表第一 (略)	平成二十九年度(同年度の七月から九月までの期間に限る。)	年十二・四二パーセント